【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年3月10日 提出
【発行者名】	セゾン投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　中野　晴啓
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1－1
【事務連絡者氏名】	太田　玄
【電話番号】	03-3988-8669
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限　5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。
なお、当初元本は1口当たり1円です。
ファンドの委託会社であるセゾン投信株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるセゾン投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社（委託会社も含みます。）にてご確認いただけます。
また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
<セゾン投信株式会社>　お客さま窓口　03－3988－8668（営業時間：毎営業日の9:00～17:00）
ホームページ　https://www.saison-am.co.jp/

（注１）　基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。
（注２）　毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下同じ。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

申込単位は販売会社にご確認ください。
なお、下記においてもご照会いただけます。
<セゾン投信株式会社>　お客さま窓口　03-3988-8668（営業時間：毎営業日の9:00～17:00）
再投資される収益分配金については1口単位とします。

（７）【申込期間】

継続申込期間　2020年3月11日から2020年9月10日まで。

（注）継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

<セゾン投信株式会社>　お客さま窓口　03-3988-8668（営業時間：毎営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社であるセゾン投信株式会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

お申込みを受付けた販売会社とします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

<セゾン投信株式会社>　お客さま窓口　03-3988-8668（営業時間：毎営業日の9:00～17:00）

（11）【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

①委託会社の各営業日（下記③に該当する日は除きます。）の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの。）を、当日の受付分として取り扱います。

上記の時刻を過ぎて行われる申込みは翌営業日（下記③に該当する日は除きます。）の取扱いとなります。

②取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、販売会社所定の方法で取得申込みを行うものとします。

③次の日のいずれかを申込受付日とする取得および換金の申込みの受付は行いません。

1.ニューヨーク証券取引所休業日

2.ニューヨークの銀行休業日

3.アイルランドの銀行休業日

④当ファンドは、収益分配金を税引後、無手数料で自動的に再投資する分配金再投資専用ファンドです。当ファンドの取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。以下同じ。）を締結するものとします。

⑤取得申込金に利息は付きません。

⑥申込証拠金について

該当事項はありません。

⑦日本以外の地域における発行について

該当事項はありません。

⑧投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、振替法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は受益証券を発行しません。

<参考>

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等はコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として投資信託証券を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

②信託金の限度額

5,000億円

③ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信/内外/資産複合に属します。商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類に網掛け表示しています。ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりになっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式・債券）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券(株式・債券))	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式・債券に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドに係る定義（上記網掛け部分）以外の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、投資信託証券を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

特色1 国際分散投資

このファンド1本で世界中に分散投資することができます。地域別の投資比率は市場の規模に応じて変化するので、手間なく市場の変化に対応できます。

特色2 株式と債券への分散投資

株式と債券へ半分ずつ投資することにより、リスクを抑えながら安定したリターンの獲得を目指します。

株式と債券の投資比率は
原則50：50

投資対象ファンドへの資産配分比率は、各地域の株式および債券市場の時価総額（規模）を勘案して決定します。
また、資産配分比率は適宜見直しを行います。

※各計算過程で四捨五入等の処理を行っておりますので、合計が100%とならない場合があります。

資産配分比率
（2019年12月30日現在）

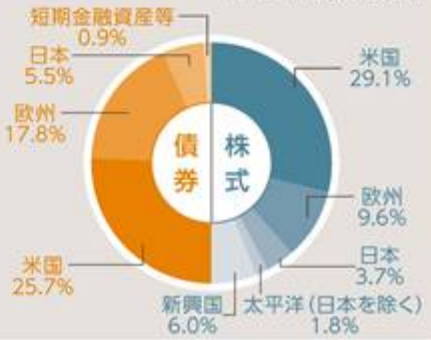

※外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

特色3 低コスト

ローコスト・ハイクオリティ運用で定評のあるバンガードのインデックスファンドに投資することにより低いコストを実現。長期の資産形成に特化することで運営に係る経費も抑えています。

購入時手数料	実質的にご負担いただく信託報酬
0%	年 0.57% ± 0.02% 程度（税込）

※ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託報酬を加味した実質的な負担額の概算値です。各投資信託証券への投資比率、各投資信託証券の運用管理費用の料率の変更等により変動します。

バンガードについて

Vanguard

POINT 1 世界最大級の運用会社

バンガードの運用資産残高は約600兆円
(約5.6兆ドル 2019年8月末現在)

バンガード本社
(ペンシルバニア州バレーフォージ)

POINT 2 投資家による、投資家のための運用会社

「資産運用会社は、ファンドの投資家の利益のためだけに運営されるべきである」というシンプルで画期的なアイデアに基づいて設立された会社です。
外部の株主が存在せず、バンガード社がバンガードの米国籍ファンドとETFによって所有されています。つまり、バンガードのファンドの投資家がバンガード社を間接的に所有する構造であるため、会社と投資家の利益が完全に一致しています。

POINT 3 インデックス・ファンドの世界シェア NO.1

バンガードは1976年に、個人投資家向けのインデックス・ファンドを、世界で初めて米国の個人投資家向けに設定しました。
現在、バンガードは、**世界のインデックス運用商品の約4割**のシェアを握り、シェアNO.1となっています。※
※(出所)モーニングスター、2018年12月末現在。MMF、ETFを含む。ファンド・オブ・ファンズ、ベビーファンドによる重複を除く。

（２）【ファンドの沿革】

2007年3月15日　　設定日、信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

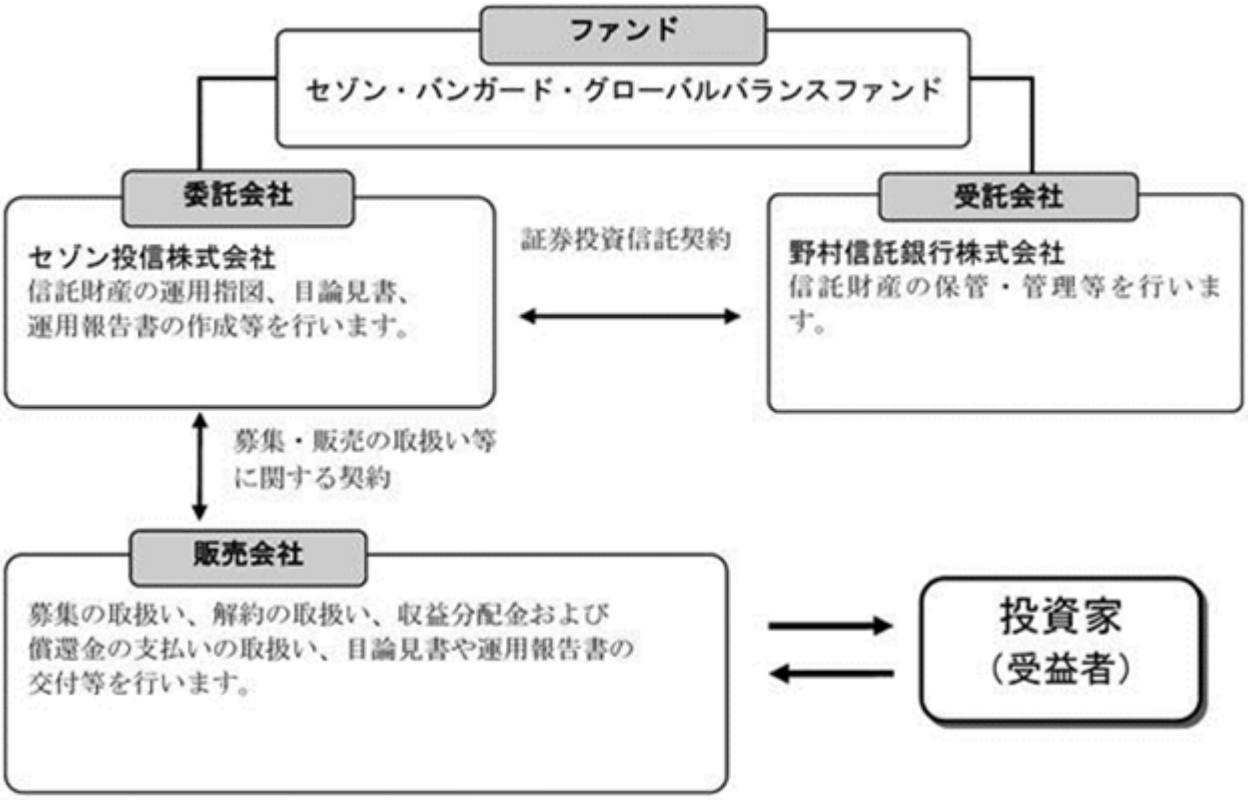

※　セゾン投信株式会社は販売会社としての役割も有しています。なお、セゾン投信株式会社を通じてお買付いただいた受益権につきましては、当社に振替決済口座を開設いただき当口座にて管理されます。

	概要
委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出された信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組みについて

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などの資産に直接投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して、運用を行う仕組みです。

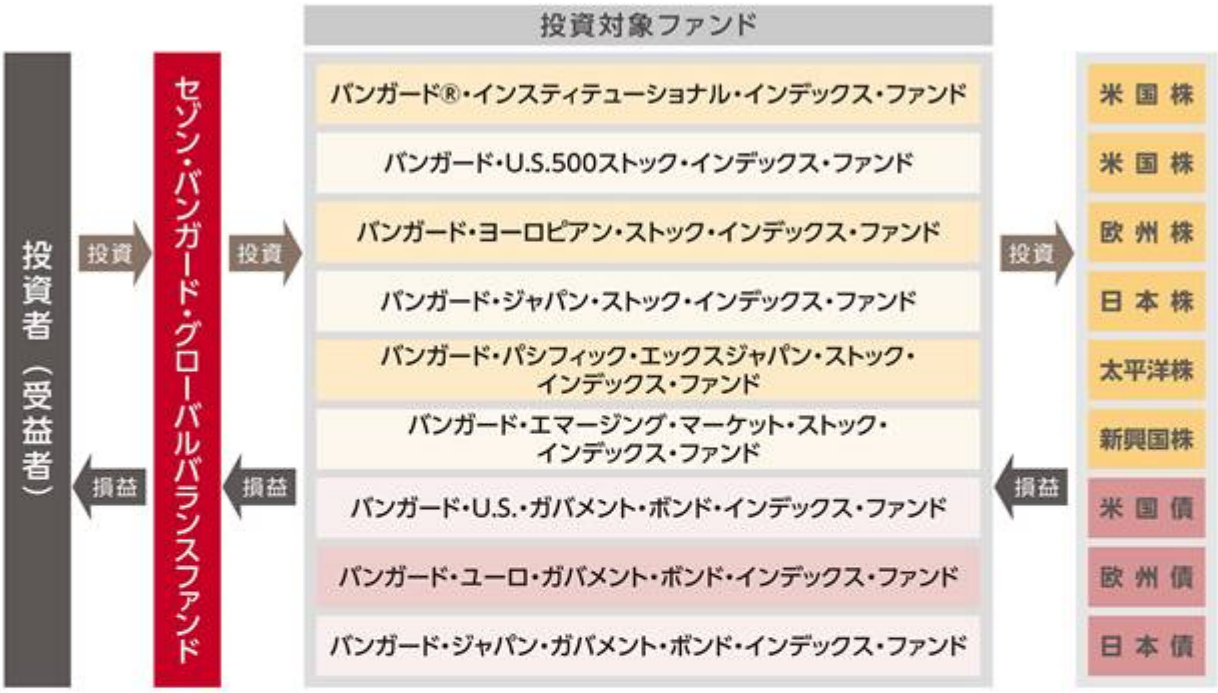

◆ 分配方針

原則として毎年12月10日（休日の場合は翌営業日）に決算を行い収益の分配を行います。
分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
当ファンドは分配金再投資専用とします。収益分配金は、税金を差引いた後、再投資されます。

◆ 主な投資制限

・外貨建資産への投資には制限を設けません。
・投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
・投資信託証券ならびに短期金融資産以外の有価証券への直接投資は行いません。
・デリバティブの直接利用は行いません。
・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※資金動向、市場動向に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

②委託会社の概況　（2019年12月末日現在）

■資本金

1,000,000,000円

■委託会社の沿革

2006年6月　「セゾン投信株式会社」設立
2007年1月　投資信託委託業認可（当時）を取得
2007年8月　増資の実施（新資本金　460百万円）
2007年9月　金融商品取引業者として登録
　登録番号：関東財務局長（金商）第349号
2008年5月　増資の実施（新資本金　560百万円）
2009年2月　増資の実施（新資本金　660百万円）
2011年2月　増資の実施（新資本金　760百万円）
2012年6月　増資の実施（新資本金　860百万円）
2014年10月　増資の実施（新資本金　1,260百万円）
2015年8月　減資の実施（新資本金　1,000百万円）

■大株主の状況

株 主 名	住　所	所有株式数	所有比率
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	34,000株	60.0%
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	22,667株	40.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①基本方針

主として、投資信託証券を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

②投資態度

■主として、米国バンガードが設定した国内外の株式市場及び債券市場を投資対象としたインデックス型の外国投資証券への投資を通じて分散投資を行います。

■株式と債券の基本資産配分比率は、原則として株式50%、債券50%とします。

■世界の株式市場及び債券市場の動きを捉えることを基本とし、各々の市場の地域別投資比率については、各地域の市場時価総額（規模）を勘案して、適宜見直しを行います。

■投資信託証券への投資にあたっては、バンガードの設定するインデックス型の外国投資証券の中から資産規模、運用実績、コストなどの面から厳選して投資を行います。

投資対象の候補とする外国投資証券は次のファンドとします。

株式

米国	バンガード・インスティテューショナル・インデックス・ファンド
	バンガード・U.S.500ストック・インデックス・ファンド
ヨーロッパ	バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド
日本	バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド
太平洋（除く日本）	バンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック・インデックス・ファンド
エマージング	バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

債券

米国	バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド
ヨーロッパ	バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド
日本	バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

※資金動向、市場動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※株式と債券の配分比率については、市況動向等に応じて必要と認める時には配分比率を調整する場合があります。

※組入外貨資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

＜参考情報＞　バンガードについて

１．バンガード概要　（2019年8月末現在）

本社所在地	ペンシルバニア州バレーフォージ
創業	1975年
海外（米国外）拠点	オーストラリア（メルボルン）、 イギリス（ロンドン）、 中国（香港、北京、上海）、 日本（東京）他、計15拠点
最大ファンド	トータル・ストック・マーケット・インデックス・ファンド 8,135億米ドル（約86兆円）
運用総資産（グローバル）	5.6兆米ドル（約600兆円）
ファンド数（グローバル）	ミューチュアルファンドとETFを合わせて400本以上
会長兼CEO	ティム・バックリー
従業員数（グローバル）	約17,000人

２．バンガードの特徴

１）バンガードは世界最大級の運用会社であり、運用資産残高は、2019年8月末時点で約5.6兆ドル（日本円換算で約600兆円）です。

２）投資家による、投資家のための運用会社

「資産運用会社は、ファンドの投資家の利益のためだけに運営されるべきである」というシンプルで画期的なアイデアに基づいて設立された会社です。

外部の株主が存在せず、バンガード社がバンガードの米国籍ファンドとETFによって所有されています。つまり、バンガードのファンドの投資家がバンガード社を間接的に所有する構造であるため、会社と投資家の利益が完全に一致しています。

３）バンガードはインデックス・ファンドで世界シェアNO.1です。

バンガードは1976年に、個人投資家向けのインデックス・ファンドを、世界で初めて米国の個人投資家向けに設定しました。現在、バンガードは世界のインデックス運用商品の約4割のシェアを握り、シェアNO.1となっています[※1]。

※1：(出所）モーニングスター、2018年12月末現在。MMF、ETFを含む。ファンド・オブ・ファンズ、ベビーファンドによる重複を除く。

＜参考情報＞　　投資対象ファンドについて

当ファンドが投資対象とする、バンガードが運用するインデックス・ファンド（以下、総称して「バンガード・ファンド」といいます。）は次の通りです。

本書作成時点で入手できる直近の情報として、2019年11月末日現在の内容を記載しております。

1．バンガード・インスティテューショナル・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス（米ドル建て）
ファンド形態	米国籍／オープン・エンド契約型外国投信
ファンドの目的	S&P500 インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	S&P500 インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
信託期間	無期限
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社	ザ・バンガード・グループ・インク
設定日	1997年7月7日
決算日	毎年12月31日

2．バンガード・U.S. 500ストック・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス（米ドル建て）
ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	S&P500 インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	S&P500 インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド
設定日	2013年12月19日
決算日	毎年12月31日

3．バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス（ユーロ建て）
ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	MSCIヨーロッパ・インデックスに連動する運用成果を目指します。 対象となる構成国はベルギー、デンマーク、フランス、フィンランド、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国等です。
運用方針／投資対象	MSCIヨーロッパ・インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド
設定日	2013年12月6日
決算日	毎年12月31日

4．バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス（円建て）
ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	MSCIジャパン・インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	MSCIジャパン・インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド
設定日	2014年2月28日
決算日	毎年12月31日

5．バンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス（米ドル建て）
ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	MSCIパシフィック・エックスジャパン・インデックスに連動する運用成果を目指します。対象となる構成国／地域は日本を除くアジア太平洋地域の先進国／地域（オーストラリア、香港、ニュージーランド、シンガポール）です。
運用方針／投資対象	MSCIパシフィック・エックスジャパン・インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド
設定日	2013年12月6日
決算日	毎年12月31日

6．バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス（米ドル建て）
ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	MSCIエマージング・マーケット・インデックスに連動する運用成果を目指します。対象となる構成国は欧州・アジア・アフリカ・ラテンアメリカ地域の新興市場国およびロシアです。
運用方針／投資対象	MSCIエマージング・マーケット・インデックスを構成する株式を投資対象とします。サンプリング法を用いて銘柄選択を行います。通常、インデックスのリスク特性と同等となるよう運用を行います。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド
設定日	2013年12月6日
決算日	毎年12月31日

7．バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス（米ドル建て）
ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	ブルームバーグ・バークレイズ米国政府債浮動調整インデックス（米国債および米国政府機関債(米ドル建て・残存期間1年超)の時価総額加重インデックス）に連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	ブルームバーグ・バークレイズ米国政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象とします。サンプリング法を用いて銘柄選択を行います。通常、インデックスのリスク特性と同等となるよう運用を行います。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド
設定日	2013年12月6日
決算日	毎年12月31日

8．バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス（ユーロ建て）
ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ政府債浮動調整インデックス（ユーロ圏各国の発行する国債および政府機関債（ユーロ建て・残存期間1年超）の時価総額加重インデックス）に連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象とします。サンプリング法を用いて銘柄選択を行います。通常、インデックスのリスク特性と同等となるよう運用を行います。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド
設定日	2013年12月6日
決算日	毎年12月31日

9．バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス（円建て）
ファンド形態	アイルランド籍／オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	ブルームバーグ・バークレイズ日本政府債浮動調整インデックス（日本国政府および政府機関が発行する投資適格債券（円建て・残存期間1年超）の時価総額加重インデックス）に連動する運用成果を目指します。
運用方針／投資対象	ブルームバーグ・バークレイズ日本政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象とします。サンプリング法を用いて銘柄選択を行います。通常、インデックスのリスク特性と同等となるよう運用を行います。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ（アイルランド）リミテッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ（アイルランド）リミテッド
設定日	2014年9月2日
決算日	毎年12月31日

「Vanguard」（日本語での「バンガード」を含む。）および「tall ship logo」商標は、The Vanguard Group, Inc. が有し、セゾン投信株式会社および承認された販売会社にのみ使用許諾されたものです。また「セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド」は、The Vanguard Group, Inc. およびVanguard Investments Japan, Ltd.より提供、保証又は販売されるものではなく、また投資に関する助言を受けていることを表すものでもありません。従って、The Vanguard Group, Inc. およびVanguard Investments Japan, Ltd.は当ファンド・オブ・ファンズの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIジャパン・インデックス、MSCIヨーロッパ・インデックス、MSCIパシフィック・エックスジャパン・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

ブルームバーグ®（BLOOMBERG®）はブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）の商標およびサービスマークです。バークレイズ®（BARCLAYS®）は、ライセンスの下で使用されている、バークレイズ・バンク・ピーエルシー（その関係会社と総称して「バークレイズ」といいます。）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグへのライセンス付与者（バークレイズを含みます。）は、ブルームバーグ・バークレイズ指数に対する一切の専有的権利を有しています。ブルームバーグおよびバークレイズのいずれも、このマテリアルを承認もしくは支持するものではなく、また、このマテリアルに含まれるいかなる情報の正確性もしくは完全性についても保証するものではなく、明示黙示を問わず、このマテリアルから得られる結果に関していかなる保証も行わず、また、法律上認められる最大限度において、ブルームバーグおよびバークレイズのいずれもこのマテリアルに関して生じるいかなる侵害または損害についても何らの責任も債務も負いません。

S&P500は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス（S&P DJI）の商品です。この指数に関する著作権等の知的財産権その他の一切の権利は、S&P DJIに帰属します。

S&P DJIは当指数等の情報に関し、その正確性・妥当性・完全性あるいは入手可能性を保証しません。また、S&P DJIは当指数等の情報の誤り、欠落についてその理由のいかんにかかわらず責任を負いません。また当指数等の使用による結果に対しても責任を負うものではありません。S&P DJIは当指数等の商品性あるいはその使用または特定の目的に対する適合性を含みますが、それに限定されるわけではなく、一切の明示的あるいは黙示的な保証を否認します。S&P DJIはファンドの受益者や他の人物等による当指数等の使用に関連したいかなる間接的、直接的な、特別なあるいは派生的な損害、費用、訴訟費用あるいは損失（収入の損失、利益の損失、機会費用を含む）について一切の責任を負いません。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②委託会社は、信託金を主として外国投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパー

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引など短期資金運用に類する取引の指図に限り行うことができるものとします。

③この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げるものとします。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

④当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象ファンド（2019年12月末日現在）

ファンドの名称	運用会社の名称
バンガード・インスティテューショナル・インデックス・ファンド	ザ・バンガード・グループ・インク
バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	

なお、上記ファンドの運用の基本方針・主要な投資対象については、「２ 投資方針」をご参照ください。

（３）【運用体制】

［投資戦略会議］
討議事項：基本戦略とアセットアロケーションの決定
・運用のベースとなる基本戦略（運用目的、運用方針）の決定
・ファンド組入資産の資産配分、市場・通貨配分、業種配分などの決定
■月次で開催
■社長を議長とし、運用部、管理部及びコンプライアンス部を管掌する取締役、運用部長・管理部長・コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて運用担当者が出席

↓

［運用会議］
討議事項：投資戦略会議の決定に基づく具体的な投資方針の策定
・投資戦略会議で決定した基本戦略・資産配分等に基づき運用計画を策定
■週次で開催
■運用部によって構成

↓

［運用部］
・運用計画にしたがい、運用を実行

↓

［運用評価会議］
討議事項
・信託約款規定事項との整合性、組入制限等のチェック
・運用パフォーマンスとポートフォリオ全体のリスクコントロールのチェック
・投資戦略会議決定事項の執行状況のチェック
・執行状況（個別売買）の適正性についてのチェック
■月次で開催
■社長を議長とし、運用部、管理部及びコンプライアンス部を管掌する取締役、運用部長・管理部長・コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて運用担当者が出席

コンプライアンス部・管理部
・運用方針についての法令遵守
・信託約款規定事項との整合性のチェック
・執行状況の適正性についてのチェック

※上記運用体制は、2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年12月10日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日とします。以下同じ。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
③収益分配に充てず、信託財産内に留保した利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。
④当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税、復興特別所得税及び地方税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者（販売会社を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

◆収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われ、税引後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞
①外貨建資産
外貨建資産への投資には制限を設けません。
②投資信託証券
投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
③有価証券への直接投資
投資信託証券ならびに短期金融資産以外の有価証券への直接投資は行いません。
④デリバティブ取引
デリバティブの直接利用は行いません。
⑤外国為替予約取引
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
⑥公社債の借入れ
ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ｂ．ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
ｄ．　ａ．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。この規定に係らず、約款又は規約などにおいてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社又は販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、この制限を設けません。

⑩信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、全て投資者の皆さまに帰属します。

当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

価格変動リスク

当ファンドは、株式や公社債を実質的な主要投資対象としております。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受けます。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

カントリーリスク

当ファンドは、外国投資証券への投資を通じて、海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、その影響を受け損失を被るリスクがあります。

信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とする有価証券等またはその取引に係る信用リスクを伴います。
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

その他留意事項

1．投資信託は、預貯金とは異なり元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。
2．投資信託は、預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構・貯金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
3．当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。
4．金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益権の取得申込の受付および解約請求申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込および解約請求の申込の受付を取り消す場合があります。
5．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

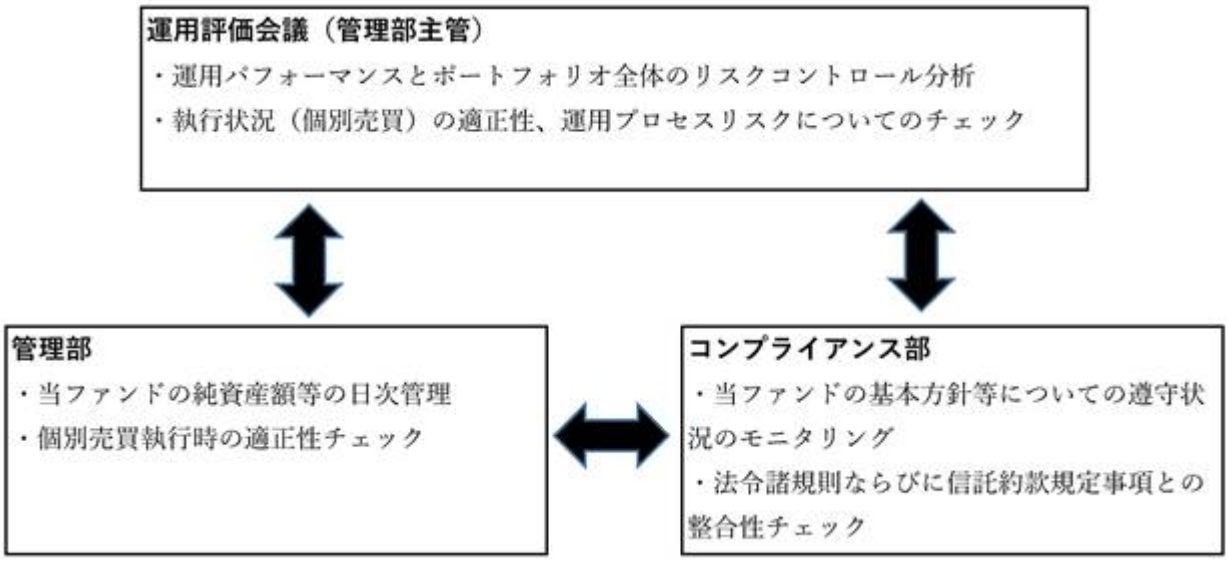

※リスク管理体制は、2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

参考情報

当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移

・分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。
・2015年1月から2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率および基準価額の推移を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

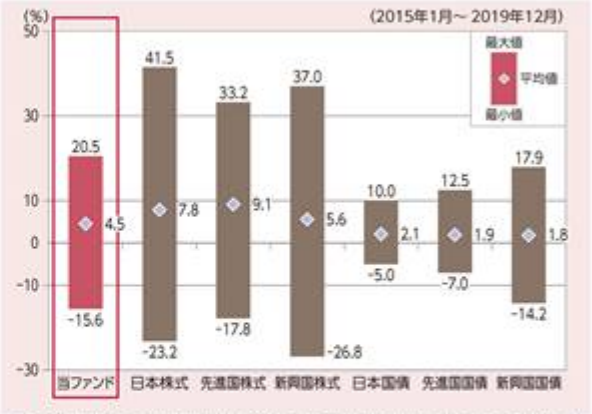

・グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
・全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
・2015年1月から2019年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

〈各資産クラスの指数〉
日 本 株 式･･･MSCIジャパン・インデックス(配当込)
先進国株式･･･MSCIワールド・インデックス(配当込)
新興国株式･･･MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)
日 本 国 債･･･ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債:日本インデックス
先進国国債･･･ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債:G7インデックス
新興国国債･･･ブルームバーグ・バークレイズ新興市場自国通貨建て国債インデックス
・全ての指数は米ドル建てのものをわが国の対顧客電信売買仲値を利用して円換算しております。

・MSCIジャパン・インデックス（配当込）は、MSCIが開発したインデックスであり、日本の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・MSCIワールド・インデックス（配当込）は、MSCIが開発したインデックスであり、世界の先進国の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）は、MSCIが開発したインデックスであり、世界の新興国の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・ブルームバーグ®（BLOOMBERG®）はブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）の商標およびサービスマークです。バークレイズ®（BARCLAYS®）は、ライセンスの下で使用されている、バークレイズ・バンク・ピーエルシー（その関係会社と総称して「バークレイズ」といいます。）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグへのライセンス付与者（バークレイズを含みます。）は、ブルームバーグ・バークレイズ指数に対する一切の専有的権利を有しています。ブルームバーグおよびバークレイズのいずれも、このマテリアルを承認もしくは支持するものではなく、また、このマテリアルに含まれるいかなる情報の正確性もしくは完全性についても保証するものではなく、明示黙示を問わず、このマテリアルから得られる結果に関していかなる保証も行わず、また、法律上認められる最大限度において、ブルームバーグおよびバークレイズのいずれもこのマテリアルに関して生じるいかなる侵害または損害についても何らの責任も債務も負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料はありません。
また、再投資される収益分配金についても、申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。なお、換金請求受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%の信託財産留保額が控除されます。

（3）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.506%（税抜年0.46%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。（委託会社が販売会社の場合には、委託会社が収受します。）

	委託会社	販売会社	受託会社
純資産総額800億円までの部分（税抜）	年0.248%	年0.172%	年0.040%
純資産総額800億円を超える部分（税抜）	年0.254%	年0.176%	年0.030%
支払先の役務の内容	委託した資金の運用の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払のときに信託報酬から支払います。
※税額は2019年12月末日現在のものであり、税法が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

当ファンドは、主として外国投資証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。上記の信託報酬の他に、投資対象ファンドごとに運用管理費[※1]がかかります。また、ファンド財産維持手数料[※2]がかかることがあります。当該管理費、手数料等も間接的に受益者の方にご負担いただく費用となります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの運用管理費を加えた実質的な信託報酬は年0.57%±0.02%程度（税込）となります。ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託報酬を加味した実質的な負担額の概算値です。各投資信託証券への投資比率、各投資信託証券の運用管理費用の料率の変更等により変動します。

※1　運用管理費とは、投資対象ファンドごとの平均純資産総額に対する運用および管理等にかかる費用で、投資対象ファンドの中から支払われます。

※2　ファンド財産維持手数料とは、当ファンドの信託財産から買付もしくは換金（解約）した際に、ファンド自身に直接支払われるいわば留保金で、買付もしくは換金（解約）に関わる証券取引コストによってファンドの信託財産が目減りすることを防ぐものです。新たに投資対象ファンドを買付した人、または途中換金（解約）した人と、その投資対象ファンドを継続的に保有している人（既存投資家）との公平性を確保するための費用であり、販売手数料や解約手数料とは異なるものです。

＜参考情報＞投資対象ファンドに係る諸費用

（2019年11月末日現在）

対象ファンドの名称	ファンド財産維持手数料率		運用管理費用（年率）
	購入時	解約時	
バンガード・インスティテューショナル・インデックス・ファンド	なし	なし	0.02%
バンガード・U.S.500ストック・インデックス・ファンド	なし	なし	0.06%
バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド	なし	なし	0.08%
バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド	なし	なし	0.12%
バンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック・インデックス・ファンド	なし	なし	0.12%
バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	なし	なし	0.16%
バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	なし	なし	0.06%
バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	なし	なし	0.06%
バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	なし	なし	0.06%

上記の運用管理費用の料率はあくまで目安であり、投資対象ファンドの実際の資産規模により変動いたします。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮し、かかる費用の一部を委託会社の負担とすることができます。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。
・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
・有価証券の保管に要する費用

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

<個人受益者に対する課税>

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、下記の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)は譲渡所得とみなされ、下記の税率による申告分離課税が適用されます。なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合には、原則として確定申告は不要となります。

また、解約時および償還時の損失については、一定の条件のもとで確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12月31日まで基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年 1月 1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

※「ＮＩＳＡ」（少額投資非課税制度）、「ジュニアＮＩＳＡ」（未成年者少額投資非課税制度）および「つみたてＮＩＳＡ」（非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度）をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<法人受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、下記の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度は適用されません。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12月31日まで基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年 1月 1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

<個別元本について>

- **追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。**
- **受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。**
- **ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。**
- **受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、その個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、上記の<収益分配金の課税について>をご参照下さい。）**

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。

５【運用状況】

以下は2019年12月末日現在の運用状況です。
また、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいいます。小数点以下第3位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アイルランド	140,419,953,924	70.04
	米国	58,300,921,159	29.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）		1,771,996,265	0.88
合計（純資産総額）		200,492,871,348	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	通貨	数量	上段　簿価（各通貨建て） 下段　評価（各通貨建て）		邦貨換算評価額（円）	投資比率（%）
						単価	金額		
1	米国	投資証券	バンガード・インスティテューショナル・インデックス・ファンド	米ドル建て	1,828,586.38	285.8233 291.0100	522,652,673.46 532,136,921.86	58,300,921,159	29.08
2	アイルランド	投資証券	バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	米ドル建て	4,021,834.77	117.0020 116.8263	470,562,911.83 469,856,075.39	51,477,431,620	25.68
3	アイルランド	投資証券	バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	ユーロ建て	2,302,167.61	126.3563 126.2213	290,893,276.41 290,582,588.55	35,607,990,401	17.76
4	アイルランド	投資証券	バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド	ユーロ建て	1,010,652.20	151.2820 155.7206	152,893,486.12 157,379,366.97	19,285,267,629	9.62
5	アイルランド	投資証券	バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	米ドル建て	866,092.83	119.6508 126.9685	103,628,699.98 109,966,507.48	12,047,930,560	6.01
6	アイルランド	投資証券	バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	円建て	1,003,553.18	10,994.0971 10,987.9259	11,033,161,115.00 11,026,967,978.00	11,026,967,978	5.50
7	アイルランド	投資証券	バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド	円建て	480,597.43	15,177.6716 15,347.9987	7,294,349,964.00 7,376,208,730.00	7,376,208,730	3.68
8	アイルランド	投資証券	バンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック・インデックス・ファンド	米ドル建て	250,691.85	127.3500 131.0050	31,925,607.10 32,841,885.80	3,598,157,008	1.79

※　単価に関しては、小数点以下第5位未満を四捨五入しています。
※　邦貨換算評価額に関しては、円未満を四捨五入しています。よって合計金額が、上記「(１）投資状況」と一致しない場合もあります。

種類別投資比率

種類	評価金額（円）	投資比率（%）
投資証券	198,720,875,083	99.12

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年12月末日現在および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産総額の推移、および1口当たりの純資産額の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4期計算期間末				
2010年12月10日	32,583,936,606	（同左）	0.7753	（同左）
第5期計算期間末				
2011年12月12日	37,748,216,296	（同左）	0.7226	（同左）
第6期計算期間末				
2012年12月10日	50,473,617,495	（同左）	0.8309	（同左）
第7期計算期間末				
2013年12月10日	68,517,436,112	（同左）	1.1347	（同左）
第8期計算期間末				
2014年12月10日	90,887,149,000	（同左）	1.3561	（同左）
第9期計算期間末				
2015年12月10日	107,188,829,038	（同左）	1.3406	（同左）
第10期計算期間末				
2016年12月12日	126,394,783,321	（同左）	1.3181	（同左）
第11期計算期間末				
2017年12月11日	153,979,082,281	（同左）	1.4667	（同左）
第12期計算期間末				
2018年12月10日	166,494,953,559	（同左）	1.4200	（同左）
第13期計算期間末				
2019年12月10日	194,260,343,488	（同左）	1.5268	（同左）
2018年12月末日	161,428,219,051	-	1.3618	-
2019年1月末日	166,796,245,780	-	1.3934	-
2月末日	174,830,359,834	-	1.4504	-
3月末日	176,577,853,009	-	1.4595	-
4月末日	180,839,983,909	-	1.4914	-
5月末日	175,510,220,111	-	1.4337	-
6月末日	181,086,748,519	-	1.4654	-
7月末日	185,385,996,943	-	1.4910	-
8月末日	181,776,432,503	-	1.4484	-
9月末日	187,321,611,302	-	1.4836	-
10月末日	192,300,631,739	-	1.5139	-
11月末日	196,524,252,810	-	1.5423	-
12月末日	200,492,871,348	-	1.5660	-

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第4期	2009年12月11日～2010年12月10日	－
第5期	2010年12月11日～2011年12月12日	－
第6期	2011年12月13日～2012年12月10日	－
第7期	2012年12月11日～2013年12月10日	－
第8期	2013年12月11日～2014年12月10日	－
第9期	2014年12月11日～2015年12月10日	－
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	－
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	－
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	－
第13期	2018年12月11日～2019年12月10日	－

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第4期	2009年12月11日～2010年12月10日	△0.97
第5期	2010年12月11日～2011年12月12日	△6.80
第6期	2011年12月13日～2012年12月10日	14.99
第7期	2012年12月11日～2013年12月10日	36.56
第8期	2013年12月11日～2014年12月10日	19.51
第9期	2014年12月11日～2015年12月10日	△1.14
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	△1.68
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	11.27
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	△3.18
第13期	2018年12月11日～2019年12月10日	7.52

※収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第4期計算期間 （2009年12月11日～2010年12月10日）	11,867,256,921	2,437,110,684
第5期計算期間 （2010年12月11日～2011年12月12日）	13,484,682,229	3,272,374,108
第6期計算期間 （2011年12月13日～2012年12月10日）	13,324,222,123	4,820,799,870
第7期計算期間 （2012年12月11日～2013年12月10日）	12,939,856,149	13,299,687,693
第8期計算期間 （2013年12月11日～2014年12月10日）	14,763,236,054	8,126,605,208
第9期計算期間 （2014年12月11日～2015年12月10日）	19,455,365,759	6,517,748,952
第10期計算期間 （2015年12月11日～2016年12月12日）	21,696,257,309	5,763,757,513
第11期計算期間 （2016年12月13日～2017年12月11日）	20,558,025,030	11,464,552,770
第12期計算期間 （2017年12月12日～2018年12月10日）	20,461,750,219	8,195,850,762
第13期計算期間 （2018年12月11日～2019年12月10日）	20,257,401,693	10,274,529,019

＜参考＞

以下は、当ファンドが投資対象としている外国投資証券の運用状況です。
本書作成日時点で入手できる直近の情報として2019年12月末日現在の内容を記載しております。
・投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。
・構成比率は、ファンドの投資資産に対する当該銘柄等の比率です。
・株式の業種は、世界産業分類基準（GICS)による分類です。
・債券の格付は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス、フィッチ・レーティングスおよびスタンダード&プアーズ　が付与する情報をバークレイズから入手しています。格付機関3社すべてによる格付が取得できる場合はその中央値、格付機関2社による格付が取得できる場合は低い方の格付、取得できる格付が1社のみの場合はその1社の格付によります。

１．バンガード・インスティテューショナル・インデックス・ファンド

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
株式	241,912,034,543.89	99.9
現金・短期性預金・その他資産（負債控除後）	260,860,666.40	0.1
合計（純資産総額）	242,172,895,210.29	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄　組入銘柄評価額上位10銘

国／地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（米ドル）	投資比率（%）
米国	株式	Apple Inc.	情報技術	37,771,139	11,091,494,967.35	4.6
米国	株式	Microsoft Corp.	情報技術	68,989,633	10,879,665,124.10	4.5
米国	株式	Alphabet Inc.	コミュニケーション・サービス	5,412,640	7,243,219,865.89	3.0
米国	株式	Amazon.com Inc.	一般消費財・サービス	3,766,355	6,959,621,423.20	2.9
米国	株式	Facebook Inc.	コミュニケーション・サービス	21,762,517	4,466,756,614.25	1.8
米国	株式	Berkshire Hathaway Inc.	金融	17,689,661	4,006,708,216.50	1.7
米国	株式	JPMorgan Chase & Co.	金融	28,065,497	3,912,330,281.80	1.6
米国	株式	Johnson & Johnson	ヘルスケア	23,801,101	3,471,866,602.87	1.4
米国	株式	Visa Inc.	情報技術	15,480,420	2,908,770,918.00	1.2
米国	株式	Procter & Gamble Co.	生活必需品	22,553,512	2,816,933,648.80	1.2

国／地域別の構成比率

資産の種類	国／地域	構成比率（%）
株式	米国	100.0

業種別の構成比率

資産の種類	業　種	構成比率（%）
株式	情報技術	23.2
	ヘルスケア	14.2
	金融	12.9
	コミュニケーション・サービス	10.4
	一般消費財・サービス	9.8
	資本財・サービス	9.1
	生活必需品	7.2
	エネルギー	4.3
	公益事業	3.3
	不動産	2.9

②投資不動産物件　　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの　　該当事項はありません。

２．バンガード・U.S.500ストック・インデックス・ファンド

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
株式	7,665,231,695.92	99.4
現金・短期性預金・その他資産（負債控除後）	44,476,804.44	0.6
合計（純資産総額）	7,709,708,500.36	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄　組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（米ドル）	投資比率（%）
米国	株式	Apple Inc.	情報技術	1,196,379	351,316,693.35	4.6
米国	株式	Microsoft Corp.	情報技術	2,185,187	344,603,989.90	4.5
米国	株式	Alphabet Inc.	コミュニケーション・サービス	171,461	229,449,008.84	3.0
米国	株式	Amazon.com Inc.	一般消費財・サービス	119,326	220,495,355.84	2.9
米国	株式	Facebook Inc.	コミュニケーション・サービス	689,312	141,481,288.00	1.8
米国	株式	Berkshire Hathaway Inc.	金融	533,196	126,877,437.00	1.6
米国	株式	JPMorgan Chase & Co.	金融	898,164	125,204,061.60	1.6
米国	株式	Johnson & Johnson	ヘルスケア	753,952	109,978,978.24	1.4
米国	株式	Visa Inc.	情報技術	490,357	92,138,080.30	1.2
米国	株式	Procter & Gamble Co.	生活必需品	714,199	89,203,455.10	1.2

国／地域別の構成比率

資産の種類	国／地域	構成比率（%）
株式	米国	100.0

業種別の構成比率

資産の種類	業　種	構成比率（%）
株式	情報技術	23.2
	ヘルスケア	14.2
	金融	13.0
	コミュニケーション・サービス	10.4
	一般消費財・サービス	9.8
	資本財・サービス	9.0
	生活必需品	7.2
	エネルギー	4.3
	公益事業	3.3
	不動産	2.9
	素材	2.7

②投資不動産物件　　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの　　該当事項はありません。

３．バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
株式	4,257,585,204.73	99.5
現金・短期性預金・その他資産（負債控除後）	23,223,510.00	0.5
合計（純資産総額）	4,280,808,714.72	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄　組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（ユーロ）	投資比率（%）
スイス	株式	Nestle SA	生活必需品	1,515,107	163,941,665.16	3.4
オランダ	株式	Royal Dutch Shell plc	エネルギー	4,080,611	120,933,189.49	2.5
スイス	株式	Roche Holding AG	ヘルスケア	357,644	115,970,688.28	2.4
スイス	株式	Novartis AG	ヘルスケア	1,093,599	103,786,593.79	2.2
イギリス	株式	HSBC Holdings plc	金融	10,277,278	80,586,140.56	1.7
オランダ・イギリス	株式	Unilever	生活必需品	1,312,127	75,526,823.43	1.6
ドイツ	株式	SAP SE	情報技術	500,441	67,589,160.57	1.4
フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	1,222,270	67,502,304.75	1.4
イギリス	株式	AstraZeneca plc	ヘルスケア	667,845	67,301,230.98	1.4
フランス	株式	LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	一般消費財・サービス	141,541	65,808,001.25	1.4

国／地域別の構成比率

資産の種類	国／地域	構成比率（%）
株式	イギリス	26.1
	フランス	17.7
	スイス	14.8
	ドイツ	13.7
	オランダ	6.3
	スペイン	4.5
	スウェーデン	4.2
	イタリア	3.7
	デンマーク	2.9
	ベルギー	1.6

業種別の構成比率

資産の種類	業　種	構成比率（%）
株式	金融	18.0
	ヘルスケア	13.9
	資本財・サービス	13.9
	生活必需品	13.9
	一般消費財・サービス	10.0
	素材	7.3
	エネルギー	6.7
	情報技術	6.0
	公益事業	4.4
	コミュニケーション・サービス	4.3
	不動産	1.5

②投資不動産物件　　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの　　該当事項はありません。

４．バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	345,369,472,681.47	98.4
現金・短期性預金・その他資産（負債控除後）	5,686,680,413.25	1.6
合計（純資産総額）	351,056,153,094.73	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄　組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	株式	トヨタ自動車(株)	一般消費財・サービス	1,993,654	126,070,483.69	4.4
日本	株式	ソニー㈱	一般消費財・サービス	1,109,966	67,341,700.08	2.3
日本	株式	ソフトバンクグループ(株)	コミュニケーション・サービス	1,367,922	53,331,914.76	1.9
日本	株式	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	金融	10,735,837	52,206,075.55	1.8
日本	株式	(株)キーエンス	情報技術	159,166	50,220,636.12	1.7
日本	株式	武田薬品工業(株)	ヘルスケア	1,306,971	46,412,866.89	1.6
日本	株式	ＫＤＤＩ(株)	コミュニケーション・サービス	1,541,885	41,116,869.63	1.4
日本	株式	(株)リクルートホールディングス	資本財・サービス	1,184,185	39,790,689.99	1.4
日本	株式	(株)三井住友フィナンシャルグループ	金融	1,160,463	38,413,299.18	1.3
日本	株式	本田技研工業(株)	一般消費財・サービス	1,422,847	36,146,293.85	1.3

国／地域別の構成比率

資産の種類	国／地域	構成比率（%）
株式	日本	100.0

業種別の構成比率

資産の種類	業　種	構成比率（%）
株式	資本財・サービス	20.8
	一般消費財・サービス	18.4
	情報技術	12.0
	金融	10.7
	ヘルスケア	10.0
	コミュニケーション・サービス	8.5
	生活必需品	7.8
	素材	5.2
	不動産	4.2
	公益事業	1.6
	エネルギー	0.8

②投資不動産物件　　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの　　該当事項はありません。

５．バンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック・インデックス・ファンド

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
株式	3,696,947,757.19	98.6
現金・短期性預金・その他資産（負債控除後）	52,402,715.57	1.4
合計（純資産総額）	3,749,350,472.76	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄　組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（米ドル）	投資比率（%）
香港	株式	AIA Group Ltd.	金融	25,407,132	237,620,989.69	7.1
オーストラリア	株式	Commonwealth Bank of Australia	金融	3,720,583	186,164,056.76	5.6
オーストラリア	株式	CSL Ltd.	ヘルスケア	952,627	164,509,966.67	4.9
オーストラリア	株式	BHP Group Ltd.	素材	6,191,414	150,903,993.84	4.5
オーストラリア	株式	Westpac Banking Corp.	金融	7,334,923	111,297,915.58	3.3
オーストラリア	株式	National Australia Bank Ltd.	金融	6,059,345	93,460,510.73	2.8
オーストラリア	株式	Australia & New Zealand Banking Group Ltd.	金融	5,957,561	91,890,574.60	2.7
香港	株式	Hong Kong Exchanges & Clearing Ltd.	金融	2,511,970	72,662,581.38	2.2
シンガポール	株式	DBS Group Holdings Ltd.	金融	3,772,070	64,676,781.43	1.9
オーストラリア	株式	Wesfarmers Ltd.	一般消費財・サービス	2,383,037	61,783,027.25	1.8

国／地域別の構成比率

資産の種類	国／地域	構成比率（%）
株式	オーストラリア	57.4
	香港	29.5
	シンガポール	10.8
	ニュージーランド	2.3

業種別の構成比率

資産の種類	業　種	構成比率（%）
株式	金融	36.7
	不動産	13.1
	素材	10.1
	資本財・サービス	9.4
	ヘルスケア	7.6
	一般消費財・サービス	6.1
	生活必需品	5.0
	公益事業	4.6
	エネルギー	3.5
	コミュニケーション・サービス	3.0
	情報技術	0.9

②投資不動産物件　　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの　　該当事項はありません。

６．バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
株式	9,995,767,253.92	99.4
現金・短期性預金・その他資産（負債控除後）	62,250,648.08	0.6
合計（純資産総額）	10,058,017,902.00	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄　組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	業種	株数	評価金額（米ドル）	投資比率（%）
中国	株式	Alibaba Group Holding Ltd.	一般消費財・サービス	2,714,861	575,822,018.10	5.7
中国	株式	Tencent Holdings Ltd.	コミュニケーション・サービス	9,207,036	443,820,775.89	4.4
台湾	株式	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd.	情報技術	39,564,618	436,864,548.09	4.3
韓国	株式	Samsung Electronics Co. Ltd.	情報技術	8,989,858	422,027,438.80	4.2
中国	株式	China Construction Bank Corp.	金融	153,823,397	132,861,657.36	1.3
中国	株式	Ping An Insurance Group Co. of China Ltd.	金融	10,006,844	118,669,404.87	1.2
南アフリカ	株式	Naspers Ltd.	一般消費財・サービス	704,368	115,390,222.10	1.1
インド	株式	Reliance Industries Ltd.	エネルギー	4,581,520	97,306,869.40	1.0
インド	株式	Housing Development Finance Corp. Ltd.	金融	2,632,199	88,985,604.10	0.9
ブラジル	株式	Petroleo Brasileiro SA	エネルギー	11,524,540	88,792,569.30	0.9

国／地域別の構成比率

資産の種類	国／地域	構成比率（%）
株式	中国	34.3
	韓国	11.7
	台湾	11.7
	インド	8.6
	ブラジル	7.4
	南アフリカ	4.7
	ロシア	3.9
	サウジアラビア	2.6
	タイ	2.4
	メキシコ	2.3

業種別の構成比率

資産の種類	業　種	構成比率（%）
株式	金融	24.3
	情報技術	15.7
	一般消費財・サービス	14.2
	コミュニケーション・サービス	11.0
	素材	7.4
	エネルギー	7.4
	生活必需品	6.3
	資本財・サービス	5.3
	不動産	3.0
	ヘルスケア	2.8
	公益事業	2.6

②投資不動産物件　　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの　　該当事項はありません。

７．バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
国債証券	4,415,462,429.84	97.9
現金・短期性預金・その他資産（負債控除後）	92,679,175.10	2.1
合計（純資産総額）	4,508,141,604.94	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄　組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	利率(%)	償還年月日	額面総額	評価金額(米ドル)	投資比率(%)
米国	国債証券	US TREASURY N/B	2.375	2024/8/15	40,706,000	41,920,821.72	0.93
米国	国債証券	US TREASURY N/B	2.375	2029/5/15	37,986,000	39,481,698.75	0.88
米国	国債証券	US TREASURY N/B	2.875	2028/5/15	35,814,000	38,544,817.50	0.86
米国	国債証券	US TREASURY N/B	2.000	2022/11/30	37,893,000	38,295,613.13	0.85
米国	国債証券	WI TREASURY SECURITY	2.625	2029/2/15	35,770,000	37,905,021.88	0.84
米国	国債証券	US TREASURY N/B	2.875	2028/8/15	33,020,000	35,584,207.72	0.79
米国	国債証券	US TREASURY N/B	2.000	2025/2/15	34,909,000	35,399,907.81	0.79
米国	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2029/8/15	36,068,000	35,132,486.25	0.78
米国	国債証券	US TREASURY N/B	3.125	2028/11/15	31,860,000	35,026,087.50	0.78
米国	国債証券	US TREASURY N/B	2.500	2024/5/15	33,107,000	34,234,707.19	0.76

残存期間別の構成比率

期　間	構成比率(%)
1年未満	0.7
1年以上5年未満	57.0
5年以上10年未満	23.5
10年以上15年未満	0.6
15年以上20年未満	1.4
20年以上25年未満	6.9
25年超	9.9

格付別の構成比率

格　付	構成比率(%)
AAA	99.6
N/R	0.4

国／地域別の構成比率

国／地域	構成比率(%)
米国	99.6
その他	0.4

②投資不動産物件　　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの　　該当事項はありません。

８．バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（ユーロ）	投資比率（%）
国債証券	6,627,048,943.14	98.9
現金・短期性預金・その他資産（負債控除後）	72,762,277.43	1.1
合計（純資産総額）	6,699,811,220.57	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄　組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	利率(%)	償還年月日	額面総額	評価金額（ユーロ）	投資比率(%)
イタリア	国債証券	REPUBLIC OF ITALY BOND	3.000	2029/8/1	72,372,000	83,350,832.40	1.24
イタリア	国債証券	REPUBLIC OF ITALY BOND	2.050	2027/8/1	77,809,000	83,239,134.49	1.24
イタリア	国債証券	REPUBLIC OF ITALY BOND	2.450	2023/10/1	72,005,000	77,523,463.20	1.16
スペイン	国債証券	KINGDOM OF SPAIN BOND	0.350	2023/7/30	75,353,000	76,861,190.30	1.15
フランス	国債証券	FRENCH REPUBLIC BOND	0.750	2028/11/25	58,295,000	74,782,773.39	1.12
イタリア	国債証券	REPUBLIC OF ITALY BOND	3.350	2035/3/1	55,272,000	65,946,128.64	0.98
フランス	国債証券	FRENCH REPUBLIC BOND	1.000	2027/5/25	60,282,454	65,224,168.45	0.97
ドイツ	国債証券	FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY BOND	0.500	2027/8/15	57,600,000	61,288,980.48	0.91
フランス	国債証券	FRENCH REPUBLIC BOND	1.000	2025/11/25	55,500,000	59,604,336.00	0.89
スペイン	国債証券	KINGDOM OF SPAIN BOND	1.450	2029/4/30	52,950,000	57,853,170.00	0.86

残存期間別の構成比率

期　間	構成比率(%)
1年未満	1.2
1年以上5年未満	37.5
5年以上10年未満	32.2
10年以上15年未満	8.6
15年以上20年未満	7.3
20年以上25年未満	6.0
25年超	7.2

格付別の構成比率

格　付	構成比率(%)
AAA	23.1
AA	37.6
A	16.1
BBB	23.0
N/R	0.2

国／地域別の構成比率

国／地域	構成比率（%）
フランス	25.3
ドイツ	20.6
イタリア	20.3
スペイン	13.0
ベルギー	5.7
オランダ	5.3
オーストリア	3.5
ポルトガル	1.9
アイルランド	1.7
フィンランド	1.5

②投資不動産物件　　**該当事項はありません。**

③その他投資資産の主要なもの　　**該当事項はありません。**

９．バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

(1) 投資状況

（全受益証券クラスを含む）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	60,696,851,473	99.5
現金・短期性預金・その他資産（負債控除後）	332,058,022	0.5
合計（純資産総額）	61,028,909,495	100.0

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄　組入銘柄評価額上位10銘柄

国／地域	種別	銘柄名称	利率(%)	償還年月日	額面総額	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	国債証券	第325回利付国債（10年）	0.800	2022/9/20	847,400,000	868,796,850	1.42
日本	国債証券	第356回利付国債（10年）	0.100	2029/9/20	629,150,000	838,494,521	1.37
日本	国債証券	第405回利付国債（2年）	0.100	2021/10/1	709,200,000	712,100,628	1.17
日本	国債証券	第140回利付国債（5年）	0.100	2024/6/20	658,000,000	664,612,900	1.09
日本	国債証券	第354回利付国債（10年）	0.100	2029/3/20	651,300,000	659,317,503	1.08
日本	国債証券	第129回利付国債（5年）	0.100	2021/9/20	651,350,000	654,000,995	1.07
日本	国債証券	第329回利付国債（10年）	0.800	2023/6/20	613,850,000	633,775,571	1.04
日本	国債証券	第355回利付国債（10年）	0.100	2029/6/20	617,550,000	624,824,739	1.02
日本	国債証券	第401回利付国債（2年）	0.100	2021/6/1	599,200,000	601,165,376	0.99
日本	国債証券	第123回利付国債（20年）	2.100	2030/12/20	487,650,000	598,448,957	0.98

残存期間別の構成比率

期　間	構成比率(%)
1年未満	1.0
1年以上5年未満	30.6
5年以上10年未満	19.4
10年以上15年未満	15.6
15年以上20年未満	14.2
20年以上25年未満	7.7
25年超	11.5

格付別の構成比率

格　付	構成比率(%)
AAA	0.0
A	93.5
N/R	6.5

国／地域別の構成比率

国／地域	構成比率(%)
日本	99.8
その他	0.2

②投資不動産物件　　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの　　該当事項はありません。

＜参考情報＞

運用実績

（2019年12月30日現在）

基準価額・純資産総額の推移

（2009年12月30日～2019年12月30日）

基準価額	15,660円	純資産総額	200,492百万円

※基準価額は１万口当たりの金額です。

主要な資産の状況

順位	国／地域	種類	投資信託証券	通貨	投資比率
1	米国	投資証券	バンガード・インスティテューショナル・インデックス・ファンド	米ドル建て	29.08%
2	アイルランド	投資証券	バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	米ドル建て	25.68%
3	アイルランド	投資証券	バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	ユーロ建て	17.76%
4	アイルランド	投資証券	バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド	ユーロ建て	9.62%
5	アイルランド	投資証券	バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	米ドル建て	6.01%
6	アイルランド	投資証券	バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	円建て	5.50%
7	アイルランド	投資証券	バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド	円建て	3.68%
8	アイルランド	投資証券	バンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック・インデックス・ファンド	米ドル建て	1.79%

・投資比率は、純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。（小数点以下第2位未満を四捨五入しています。）

年間収益率の推移

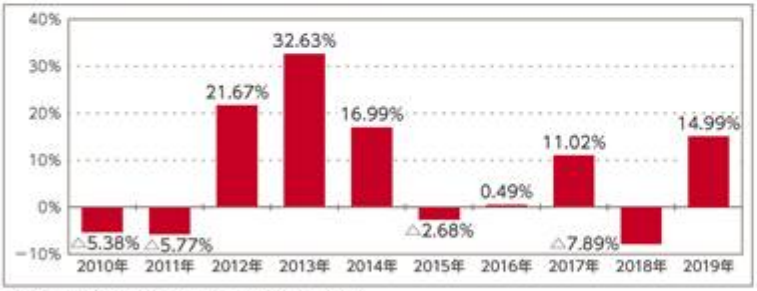

・当ファンドにはベンチマークはありません。
・小数点以下第2位未満を四捨五入しています。

分配の推移（税引前）

決算期	1万口当たりの分配金
2015年12月10日	-円
2016年12月12日	-円
2017年12月11日	-円
2018年12月10日	-円
2019年12月10日	-円
設定来累計	-円

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・最新の運用実績は、表紙に記載するセゾン投信のホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、毎営業日に申込みを受付けます。 ただし、次の日のいずれかに該当する日には申込みの受付を行いません。 ニューヨーク証券取引所休業日 ニューヨークの銀行休業日 アイルランドの銀行休業日
申込単位	販売会社が定める単位とします。
申込価額	申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 ※収益分配金の再投資は、計算期間終了日（決算日）の基準価額をもって行います。
申込手数料	ありません。
申込価額の 算出頻度	原則として、毎営業日計算されます。
申込単位・申込 価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信株式会社 お客さま窓口　03－3988－8668（営業時間：毎営業日の9：00～17:00）
申込方法	・取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 ・取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 ・なお、取得申込者は販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。以下同じ。）を締結するものとします。 ・受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。 ・なお、販売会社は当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。 ・定期積立プランをご利用される方は申込者と販売会社の間で別に定める「定期積立契約」（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結し、当契約に従って申込みを行うものとします。 ・振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
申込受付時間 （継続募集期間）	原則として、午後3時までに受付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの。）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

解約請求の受付	原則として、毎営業日に解約の請求を受付けます。 ただし、次の日のいずれかに該当する日には解約の請求の受付を行いません。 　ニューヨーク証券取引所休業日 　ニューヨークの銀行休業日 　アイルランドの銀行休業日
解約単位	1口単位 ※販売会社により1円単位でのお申込みとなる場合があります。 　詳細は販売会社までお問い合わせください。
解約価額	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額とします。
解約価額の 算出頻度	原則として、毎営業日計算されます。
解約価額の 照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信株式会社 お客さま窓口　03－3988－8668（営業時間：毎営業日の9：00～17:00）
支払開始日	原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
解約請求 受付時間	原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの。）を当日の解約請求とします。当該時刻を過ぎての解約請求は翌営業日に受付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求を取り消すことができます。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） 投資信託証券：原則として、計算日の前営業日における基準価額（外国投資証券については、原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額）で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信株式会社 お客さま窓口　03－3988－8668（営業時間：毎営業日の9：00～17:00） ホームページ　https://www.saison-am.co.jp/

（２）【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間	2007年3月15日から無期限。 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

計算期間	原則として、毎年12月11日から翌年12月10日まで。 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 ただし、第１計算期間は2007年3月15日から2007年12月10日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、受益者に交付します。なお、信託約款の内容に、委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。
ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則としてファンドを償還させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとします。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの償還または信託約款の変更のうち、重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1年間とし、期間満了前までに委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約しファンドを償還させます。

４【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に「自動けいぞく投資契約」に基づいて再投資されます。詳しくは販売会社にご確認ください。 （注）販売会社は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 （注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （第２［管理及び運営］2［換金（解約）手続等］をご参照ください。）
帳簿閲覧（謄写）請求権	受益者は、委託会社に対し、その業務中に当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2018年12月11日から2019年12月10日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 (2018年12月10日現在)	第13期 (2019年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	697,369	202,756
コール・ローン	1,271,752,135	2,063,835,578
投資証券	165,671,586,289	192,768,931,308
流動資産合計	166,944,035,793	194,832,969,642
資産合計	166,944,035,793	194,832,969,642
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,010,450	106,143,935
未払受託者報酬	31,082,120	34,750,405
未払委託者報酬	379,451,308	431,190,500
その他未払費用	538,356	541,314
流動負債合計	449,082,234	572,626,154
負債合計	449,082,234	572,626,154
純資産の部		
元本等		
元本	117,249,534,300	127,232,406,974
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	49,245,419,259	67,027,936,514
（分配準備積立金）	33,195,999,876	38,742,189,088
元本等合計	166,494,953,559	194,260,343,488
純資産合計	166,494,953,559	194,260,343,488
負債純資産合計	166,944,035,793	194,832,969,642

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自　2017年12月12日 至　2018年12月10日	第13期 自　2018年12月11日 至　2019年12月10日
営業収益		
受取配当金	―	1,206,762,473
受取利息	2	2
有価証券売買等損益	△1,741,077,777	19,552,960,380
為替差損益	△2,653,660,046	△6,582,392,374
その他収益	21,576,175	―
営業収益合計	△4,373,161,646	14,177,330,481
営業費用		
支払利息	1,046,477	1,096,434
受託者報酬	60,558,024	66,881,528
委託者報酬	735,880,102	825,677,563
その他費用	1,191,494	1,220,592
営業費用合計	798,676,097	894,876,117
営業利益又は営業損失（△）	△5,171,837,743	13,282,454,364
経常利益又は経常損失（△）	△5,171,837,743	13,282,454,364
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,171,837,743	13,282,454,364
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△132,757,561	444,318,989
期首剰余金又は期首欠損金（△）	48,995,447,438	49,245,419,259
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,088,753,797	9,263,997,915
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	―	―
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,088,753,797	9,263,997,915
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,799,701,794	4,319,616,035
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,799,701,794	4,319,616,035
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	―	―
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	49,245,419,259	67,027,936,514

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 　移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該有価証券発行元の提供する直近の日の1単位当たり純資産額で評価しております。
2．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 　原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 　約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第12期 2018年12月10日現在	第13期 2019年12月10日現在
1．　計算期間末日における受益権の総数	117,249,534,300口	127,232,406,974口
2．　計算期間末日における1単位当たりの純資産の額		
１口当たり純資産額	1.4200円	1.5268円
（１万口当たり純資産額）	(14,200円)	(15,268円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第12期 自 2017年12月12日 至 2018年12月10日	第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月10日
分配金の計算過程		
A　計算期間末における費用控除後の配当等収益	－円	1,101,995,172円
B　費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	－円	7,102,185,420円
C　信託約款に定める収益調整金	40,154,416,189円	49,123,950,806円
D　信託約款に定める分配準備積立金	33,195,999,876円	30,538,008,496円
E　分配対象収益額（A＋B＋C＋D）	73,350,416,065円	87,866,139,894円
F　分配対象収益額（1万口当たり）	6,255円	6,905円
	基準価額の水準等を考慮して当期の分配は見送りました。	基準価額の水準等を考慮して当期の分配は見送りました。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

区分	第12期 自 2017年12月12日 至 2018年12月10日	第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月10日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2． 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、為替変動リスク、信用リスク、及びカントリーリスクにさらされております。	同左
3． 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門・コンプライアンス部門が随時信託財産のリスクのモニタリング、投資制限のチェックを行っております。また定期的に運用評価会議を開催し、運用プロセスやファンド組入状況のチェックを行っております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

区分	第12期 2018年12月10日現在	第13期 2019年12月10日現在
1． 貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は、原則としてすべて時価で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2． 時価の算定方法	(1)投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)投資証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第12期 2018年12月10日現在	第13期 2019年12月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△3,052,483,013円	18,873,178,703円
合計	△3,052,483,013円	18,873,178,703円

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期 自 2017年12月12日 至 2018年12月10日	第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月10日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

元本の移動

	第12期 2018年12月10日現在	第13期 2019年12月10日現在
期首元本額	104,983,634,843円	117,249,534,300円
期中追加設定元本額	20,461,750,219円	20,257,401,693円
期中一部解約元本額	8,195,850,762円	10,274,529,019円

(4)【附属明細表】

① 有価証券明細表

（a）株式

該当事項はありません。

（b）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額（口）	評価金額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	バンガード・インスティテューショナル・インデックス・ファンド	1,827,152.089	522,163,523.99	
		バンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック・インデックス・ファンド	252,220.760	32,120,313.78	
		バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	866,092.830	103,628,699.98	
		バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	3,966,166.620	464,062,911.83	
	アメリカ・ドル　小計			1,121,975,449.58 (121,925,072,105)	
	ユーロ	バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド	1,019,085.140	154,169,238.14	
		バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	2,250,051.060	284,293,276.41	
	ユーロ　小計			438,462,514.55 (52,716,348,124)	
	日本・円	バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド	480,597.430	7,294,349,964	
		バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	985,349.770	10,833,161,115	
	日本・円　小計			18,127,511,079	
投資証券合計				192,768,931,308 (174,641,420,229)	

（注）1．通貨毎の小計欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示してあります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券　4銘柄	100.0%	69.8%
ユーロ	投資証券　2銘柄	100.0%	30.2%

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】　（2019年12月末日現在）

Ⅰ　資産総額	200,613,525,773円
Ⅱ　負債総額	120,654,425円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	200,492,871,348円
Ⅳ　発行済数量	128,030,911,275口
Ⅴ　1単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5660円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

（３）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、振替法の規定に従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（８）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

２０１９年１２月末日現在の資本金の額	１，０００百万円
発行可能株式総数	１００，０００株
発行済株式総数	５６，６６７株

直近５ヵ年の資本金の額の増減

２０１５年８月１７日に、資本金の額を１，２６０百万円から１，０００百万円に減額いたしました。

（２）委託会社の機構

①会社の組織図

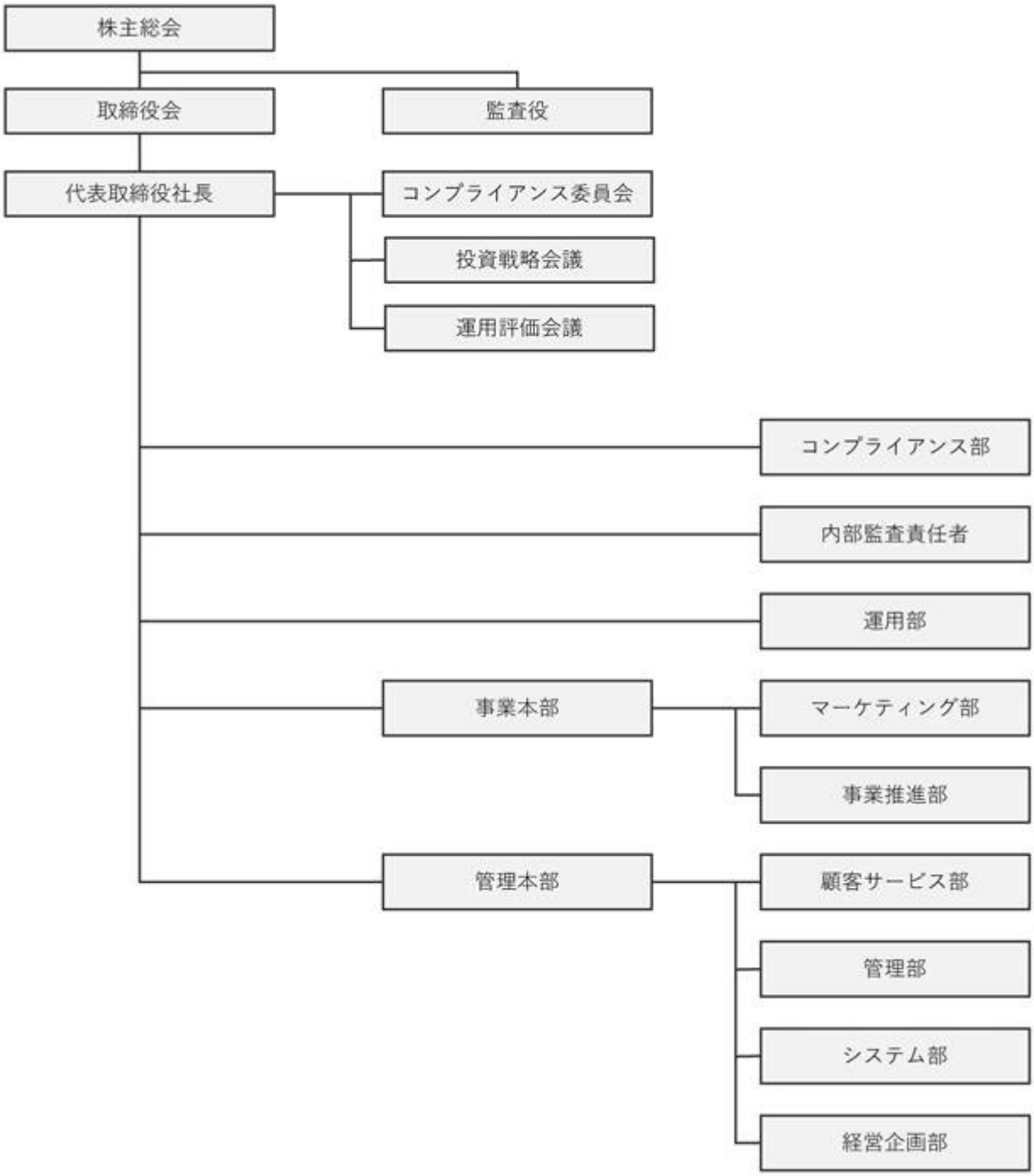

②会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

③投資運用の意思決定機構

［投資戦略会議］
討議事項：基本戦略とアセットアロケーションの決定
・運用のベースとなる基本戦略（運用目的、運用方針）の決定
・ファンド組入資産の資産配分、市場・通貨配分、業種配分などの決定
■月次で開催
■社長を議長とし、運用部、管理部及びコンプライアンス部を管掌する取締役、運用部長・管理部長・コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて運用担当者が出席

↓

［運用会議］
討議事項：投資戦略会議の決定に基づく具体的な投資方針の策定
・投資戦略会議で決定した基本戦略・資産配分等に基づき運用計画を策定
■週次で開催
■運用部によって構成

↓

［運用部］
・運用計画にしたがい、運用を実行

↓

［運用評価会議］
討議事項
・信託約款規定事項との整合性、組入制限等のチェック
・運用パフォーマンスとポートフォリオ全体のリスクコントロールのチェック
・投資戦略会議決定事項の執行状況のチェック
・執行状況（個別売買）の適正性についてのチェック
■月次で開催
■社長を議長とし、運用部、管理部及びコンプライアンス部を管掌する取締役、運用部長・管理部長・コンプライアンス部長で構成され、必要に応じて運用担当者が出席

コンプライアンス部・管理部
・運用方針についての法令遵守
・信託約款規定事項との整合性のチェック
・執行状況の適正性についてのチェック

※上記運用体制は、2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

「運用組織図」

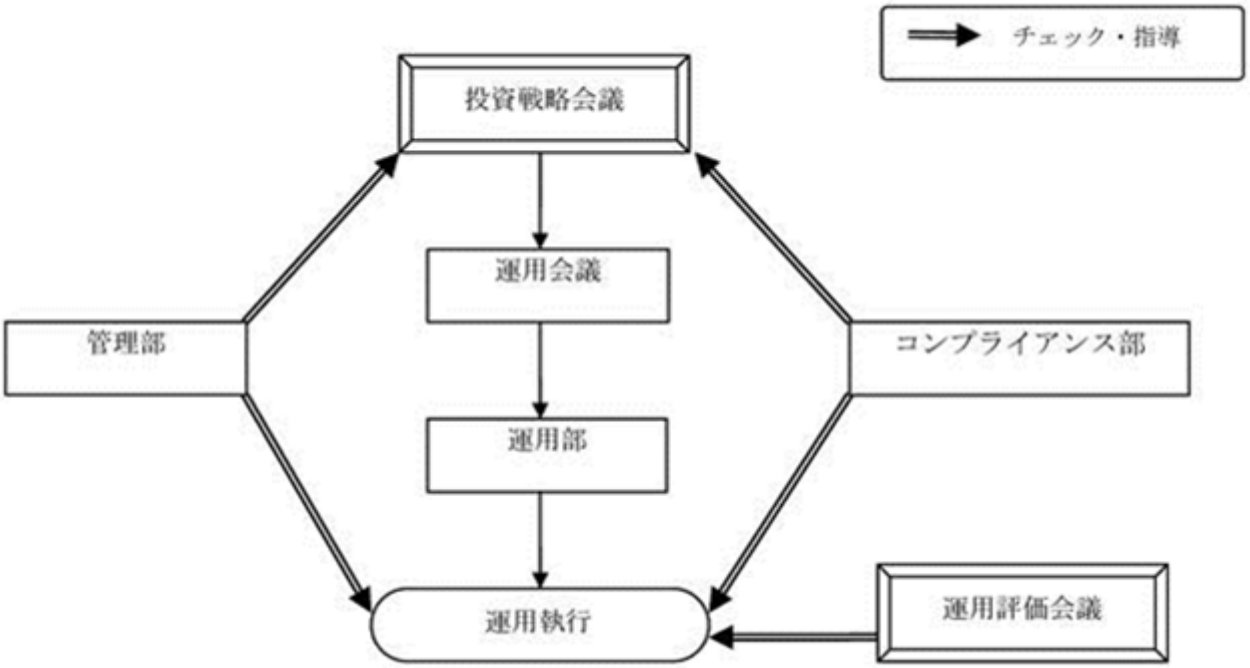

※上記運用体制は、2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。

2019年12月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	２本	２９２，１４９百万円
合計	２本	２９２，１４９百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるセゾン投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表及び当事業年度に係る中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （2018年3月31日）		当事業年度 （2019年3月31日）
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		1,261,989		1,490,560
直販顧客分別金信託		569,834		461,712
貯蔵品		5,669		5,032
前払費用		3,976		7,444
未収委託者報酬		304,107		344,681
その他		580		564
流動資産合計		2,146,157		2,309,996
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	2,492	※1	15,392
工具、器具及び備品	※1	5,328	※1	12,429
その他	※1	399	※1	1,947
有形固定資産合計		8,220		29,769
無形固定資産				
ソフトウエア		17,039		25,609
無形固定資産合計		17,039		25,609
投資その他の資産				
差入保証金		15,009		30,865
繰延税金資産		37,727		62,659
投資その他の資産合計		52,736		93,525
固定資産合計		77,996		148,903
資産合計		2,224,154		2,458,900
負債の部				
流動負債				
預り金		117,261		109,903
顧客からの預り金		555,345		474,805
未払金		60,131		70,242
未払費用		15,188		17,739
未払法人税等		33,209		36,762
未払消費税等		16,575		17,913
賞与引当金		12,413		15,807
流動負債合計		810,124		743,174
負債合計		810,124		743,174
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金				
資本準備金		77,156		77,156
資本剰余金合計		77,156		77,156
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		336,873		638,569

利益剰余金合計	336,873	638,569
純資産合計	1,414,030	1,715,725
負債・純資産合計	2,224,154	2,458,900

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2017年4月　1日 至　2018年3月31日）		当事業年度 （自　2018年4月　1日 至　2019年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		861,039		1,021,226
その他営業収益		18		9
営業収益計		861,057		1,021,235
営業費用				
支払手数料		3,695		13,155
広告宣伝費		37,420		25,374
調査費		5,297		6,124
委託計算費		114,756		122,300
営業雑経費		206,466		189,970
通信費		59,196		47,716
印刷費		39,023		32,290
協会費		1,602		1,823
業務外注費		59,214		54,986
その他営業雑経費		47,430		53,153
営業費用計		367,637		356,925
一般管理費				
給料		165,965		203,163
役員報酬		14,750		18,447
給料・手当		119,688		145,061
賞与		19,113		23,847
賞与引当金繰入額		12,413		15,807
交際費		326		346
旅費交通費		6,185		6,402
租税公課		10,501		12,527
不動産賃借料		22,483		25,188
固定資産減価償却費		5,473		10,765
諸経費		68,137		86,729
一般管理費計		279,072		345,124
営業利益		214,348		319,185
営業外収益				
受取利息		107		123
講師料等収入	※1	5,943	※1	3,631
その他		1		168
営業外収益計		6,051		3,922
営業外費用				
その他		1,192		683
営業外費用計		1,192		683
経常利益		219,207		322,424
特別利益				
資産除去債務消滅益		-		3,361
特別利益計		-		3,361

特別損失		
固定資産除却損	-	2,481
特別損失計	-	2,481
税引前当期純利益	219,207	323,304
法人税、住民税及び事業税	32,841	46,541
法人税等調整額	△ 5,268	△ 24,932
法人税等合計	27,572	21,609
当期純利益	191,634	301,695

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2017年４月１日　至2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	145,239	145,239	1,222,395	1,222,395
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	191,634	191,634	191,634	191,634
当期変動額合計	-	-	-	-	191,634	191,634	191,634	191,634
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	336,873	336,873	1,414,030	1,414,030

当事業年度（自2018年４月１日　至2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000,000	77,156	-	77,156	336,873	336,873	1,414,030	1,414,030
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	-	301,695	301,695	301,695	301,695
当期変動額合計	-	-	-	-	301,695	301,695	301,695	301,695
当期末残高	1,000,000	77,156	-	77,156	638,569	638,569	1,715,725	1,715,725

注記事項

（重要な会計方針）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物ついては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	**8年**
工具、器具及び備品	**5～10年**

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」37,641千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」37,727千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2018年3月31日）	当事業年度 （2019年3月31日）
建物	1,189千円	1,210千円
工具、器具及び備品	6,024千円	9,451千円
その他	1,294千円	548千円
有形固定資産合計	8,508千円	11,211千円

（損益計算書関係）

※１　関係会社項目

前事業年度（自2017年4月１日　至2018年3月31日）

各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

講師料等収入　　800千円

当事業年度（自2018年4月１日　至2019年3月31日）

各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

講師料等収入　　400千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2017年4月１日　至2018年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	－	－	56,667株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2018年4月１日　至2019年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	－	－	56,667株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自2017年4月１日　至2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2018年4月１日　至2019年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行が分別管理しております。

顧客からの預り金は、受託銀行が分別管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収委託者報酬は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投機的な取引及び投資は行わない方針のため、市場リスクは僅少であります。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金管理担当部署が適時に資金繰計画を確認するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することに

より、当該価額が変動することもあります。

２．　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	1,261,989	1,261,989	-
（2）直販顧客分別金信託	569,834	569,834	-
（3）未収委託者報酬	304,107	304,107	-
（4）差入保証金	15,009	15,009	-
資産計	2,150,940	2,150,940	-
（1）預り金	117,261	117,261	-
（2）顧客からの預り金	555,345	555,345	-
（3）未払金	60,131	60,131	-
（4）未払法人税等	33,209	33,209	-
（5）未払消費税等	16,575	16,575	-
負債計	782,522	782,522	-

当事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	1,490,560	1,490,560	-
（2）直販顧客分別金信託	461,712	461,712	-
（3）未収委託者報酬	344,681	344,681	-
（4）差入保証金	30,865	30,865	-
資産計	2,327,821	2,327,821	-
（1）預り金	109,903	109,903	-
（2）顧客からの預り金	474,805	474,805	-
（3）未払金	70,242	70,242	-
（4）未払法人税等	36,762	36,762	-
（5）未払消費税等	17,913	17,913	-
負債計	709,627	709,627	-

（注）金融商品の時価の算出方法に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、（2）直販顧客分別金信託、並びに（3）未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）差入保証金

時価は、差入保証金の金額を当該賃貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率（ただし、ゼロを下限）により現在価値に割引計算した金額をもって時価としております。

負　債

（1）預り金、（2）顧客からの預り金、（3）未払金、（4）未払法人税等、並びに（5）未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2018年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 （自2017年4月１日　至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月１日　至2019年3月31日）
１．採用している退職給付制度の概要 当社の従業員のうち、正社員に対する退職給付制度は設計しておりません。また、親会社等からの出向者には、出向元の退職給付制度が採用されております。	１．採用している退職給付制度の概要 同左
２．退職給付債務に関する事項 該当事項はありません。	２．退職給付債務に関する事項 同左
３．退職給付費用に関する事項 該当事項はありません。	３．退職給付費用に関する事項 同左
４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。	４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

	前事業年度 （2018年3月31日）	当事業年度 （2019年3月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	200,819千円	134,607千円
賞与引当金	5,727千円	6,859千円
未払事業税	2,883千円	3,291千円
その他	655千円	878千円
繰延税金資産小計	210,084千円	145,637千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△171,972千円	△82,404千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△385千円	△573千円
評価性引当額小計	△172,357千円	△82,978千円
繰延税金資産合計	37,727千円	62,659千円

（注）１．賞与引当金の一部は、貸借対照表では未払費用に含めて表示しております。

（注）２．評価制引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金の減少であります。

（注）３．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（前事業年度）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	66,212	56,653	46,121	23,283	8,548	200,819
評価性引当額	△37,364	△56,653	△46,121	△23,283	△8,548	△171,972
繰延税金資産	28,847	-	-	-	-	(b)28,847

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

（当事業年度）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	56,653	46,121	23,283	8,548	-	134,607
評価性引当額	△4,450	△46,121	△23,283	△8,548	-	△82.404
繰延税金資産	52,202	-	-	-	-	(b)52,202

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2018年3月31日）	当事業年度 （2019年3月31日）
法定実効税率	30.86%	30.62%
（調整）		
評価性引当額の増減額	△30.98%	△27.65%
繰越欠損金の期限切れ	11.41%	5.30%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%	0.02%
住民税均等割等	0.43%	0.29%
その他	0.84%	△1.91%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.58%	6.68%

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自2017年4月１日　至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月１日　至2019年3月31日）
当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。	同左

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

前事業年度 （自2017年4月１日　至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月１日　至2019年3月31日）
１．セグメント情報 当社の事業セグメントは、投資信託事業の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。	１．セグメント情報 同左
２．関連情報 （1）製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。	２．関連情報 （1）製品及びサービスごとの情報 同左
（2）地域ごとの情報 ①売上高 本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。 ②有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。	（2）地域ごとの情報 ①売上高 同左 ②有形固定資産 同左
（3）主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。	（3）主要な顧客ごとの情報 同左
３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。	３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 同左
４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。	４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左
５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。	５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左

（関連当事者情報）

前事業年度（自2017年4月１日　至2018年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	日本郵便㈱	東京都港区	400,000	郵便業務・銀行窓口業務	(被所有)直接40.0	役員の兼任	講師料の受取	800	未払金	108

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．講師料の受取は、独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

㈱クレディセゾン（東京証券取引所に上場）

当事業年度（2018年4月１日　至2019年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	日本郵便㈱	東京都千代田区	400,000	郵便業務・銀行窓口業務	(被所有)直接40.0	役員の兼任	講師料の受取	400	未払金	216

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．講師料の受取は、独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

㈱クレディセゾン（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自2017年4月１日　至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月１日　至2019年3月31日）
1株当たり純資産額　24,953円33銭 1株当たり当期純利益金額　3,381円77銭 (注)1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益　191,634千円 普通株主に帰属しない金額　- 普通株主に係る当期純利益　191,634千円 普通株式の期中平均株式数　56,667株	1株当たり純資産額　30,277円34銭 1株当たり当期純利益金額　5,324円01銭 (注)1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 当期純利益　301,695千円 普通株主に帰属しない金額　- 普通株主に係る当期純利益　301,695千円 普通株式の期中平均株式数　56,667株

（重要な後発事象）

前事業年度 （自2017年4月１日　至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月１日　至2019年3月31日）
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表

（中間貸借対照表）

		第14期中間会計期間 （2019年9月30日）		
区分	注記番号	金額(千円)		構成比(%)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金			1,793,460	
直販顧客分別金信託			678,285	
未収委託者報酬			383,584	
たな卸資産			5,904	
その他			12,481	
流動資産合計			2,873,716	95.0
固定資産				
有形固定資産	※1		28,168	
無形固定資産			25,055	
投資その他の資産			97,088	
固定資産合計			150,312	5.0
資産合計			3,024,028	100.0
負債の部				
流動負債				
預り金			337,130	
顧客からの預り金			666,978	
未払法人税等			35,969	
賞与引当金			11,119	
その他	※2		91,647	
流動負債合計			1,142,845	37.8
負債合計			1,142,845	37.8
純資産の部				
株主資本				
資本金			1,000,000	33.1
資本剰余金				
資本準備金		77,156		
資本剰余金合計			77,156	2.5
利益剰余金				
その他利益剰余金		804,027		
繰越利益剰余金		804,027		
利益剰余金合計			804,027	26.6
株主資本合計			1,881,183	62.2
純資産合計			1,881,183	62.2
負債･純資産合計			3,024,028	100.0

（中間損益計算書）

		第14期中間会計期間 (自　2019年4月 1日 至　2019年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)
営業収益			
委託者報酬		573,804	
その他営業収益		4	
営業収益合計		573,808	100.0
営業費用		177,622	31.0
一般管理費	※2	206,842	36.0
営業利益		189,343	33.0
営業外収益	※1	1,883	0.3
営業外費用		336	0.0
経常利益		190,890	33.3
税引前中間純利益		190,890	33.3
法人税、住民税及び事業税		29,388	5.1
法人税等調整額		△ 3,956	△ 0.7
法人税等合計		25,432	4.4
中間純利益		165,458	28.9

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物ついては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　8年

工具、器具及び備品　5～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

４．その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

※１　資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	第14期中間会計期間 （2019年9月30日）
有形固定資産の減価償却累計額	14,866千円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

※１　営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	第14期中間会計期間 （自2019年4月１日　至2019年9月30日）
講師料等収入	1,811千円

※２　減価償却実施額は、次のとおりであります。

	第14期中間会計期間 （自2019年4月１日　至2019年9月30日）
有形固定資産	3,654千円
無形固定資産	3,503千円

（リース取引関係）

第14期中間会計期間（自2019年4月１日　至2019年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第14期中間会計期間（2019年9月30日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	1,793,460	1,793,460	-
（2）直販顧客分別金信託	678,285	678,285	-
（3）未収委託者報酬	383,584	383,584	-
資産計	2,855,330	2,855,330	-
（1）預り金	337,130	337,130	-
（2）顧客からの預り金	666,978	666,978	-
（3）未払法人税等	35,969	35,969	-
負債計	1,040,078	1,040,078	-

（注）金融商品の時価の算出方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（1）現金及び預金、（2）直販顧客分別金信託、並びに（3）未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）預り金、（2）顧客からの預り金、並びに(3）未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第14期中間会計期間（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第14期中間会計期間（2019年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第14期中間会計期間（自2019年4月１日　至2019年9月30日）

当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

第14期中間会計期間 （自2019年4月１日　至2019年9月30日）
１．セグメント情報 当社の事業セグメントは、投資信託事業の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。 ２．関連情報 （1）製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 （2）地域ごとの情報 ①売上高 本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。 ②有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。 （3）主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。 ３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。 ４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。 ５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第14期中間会計期間 （自2019年4月１日　至2019年9月30日）
1株当たり純資産額　33,197円17銭 1株当たり中間純利益金額　2,919円83銭 (注)1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2．1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。 中間純利益　165,458千円 普通株主に帰属しない金額　- 普通株主に係る中間純利益　165,458千円 普通株式の期中平均株式数　56,667株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）　自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（2）　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

（3）　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）及び（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

（4）　委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5）　上記（3）及び（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

（2）訴訟事件その他重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

(a)名称	(b)資本金の額※	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

※2019年12月末日現在

（２）販売会社

(a)名称	(b)資本金の額※	(c)事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社熊本銀行	33,847百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社親和銀行	36,878百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
tsumiki証券株式会社	100百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
農林中央金庫	3,480,488百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社十八銀行	24,404百万円	「銀行法」に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社スマートプラス	100百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※2019年12月末日現在

当ファンドの委託会社であるセゾン投信株式会社は、販売会社としての機能も兼ねています。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの受託者として、投資信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

（２）販売会社

ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約事務、収益分配金の再投資ならびに一部解約金・償還金の支払い等を行います。

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
（２）交付目論見書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
（３）目論見書（表紙を含みます。）等に金融商品取引業者登録番号、目論見書の使用開始日を別途記載することがあります。
（４）目論見書に以下の趣旨の内容を記載することがあります。
・当ファンドは、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・証券会社を通じて購入していない場合は、投資者保護基金の対象とはなりません。
・当ファンドは、国内外の投資信託証券など値動きのある証券に投資します。また、外貨建投資信託証券に投資するため為替の変動もあります。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、基準価額は変動しますし、購入時の価額を下回ることもあります。
・ファンドに投資することに伴う上記のようなリスクは、お客さまのご負担となります。もちろん、ファンドへの投資による損益も、全てお客さまに帰属します。
（５）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
（６）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
（７）目論見書は、「投資信託説明書」を別称として使用します。

独立監査人の監査報告書

2019年６月20日

セゾン投信株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鴛　海　量　明

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　倉　毅　典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2019年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年１月29日

セゾン投信株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　鴛　海　量　明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセゾン・バンガード・グローバルバランスファンドの2018年12月11日から2019年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表ついて監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン・バンガード・グローバルバランスファンドの2019年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

セゾン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月８日

セゾン投信株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　鴛　海　量　明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているセゾン投信株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（2019年４月１日から2019年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2019年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年４月１日から2019年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。